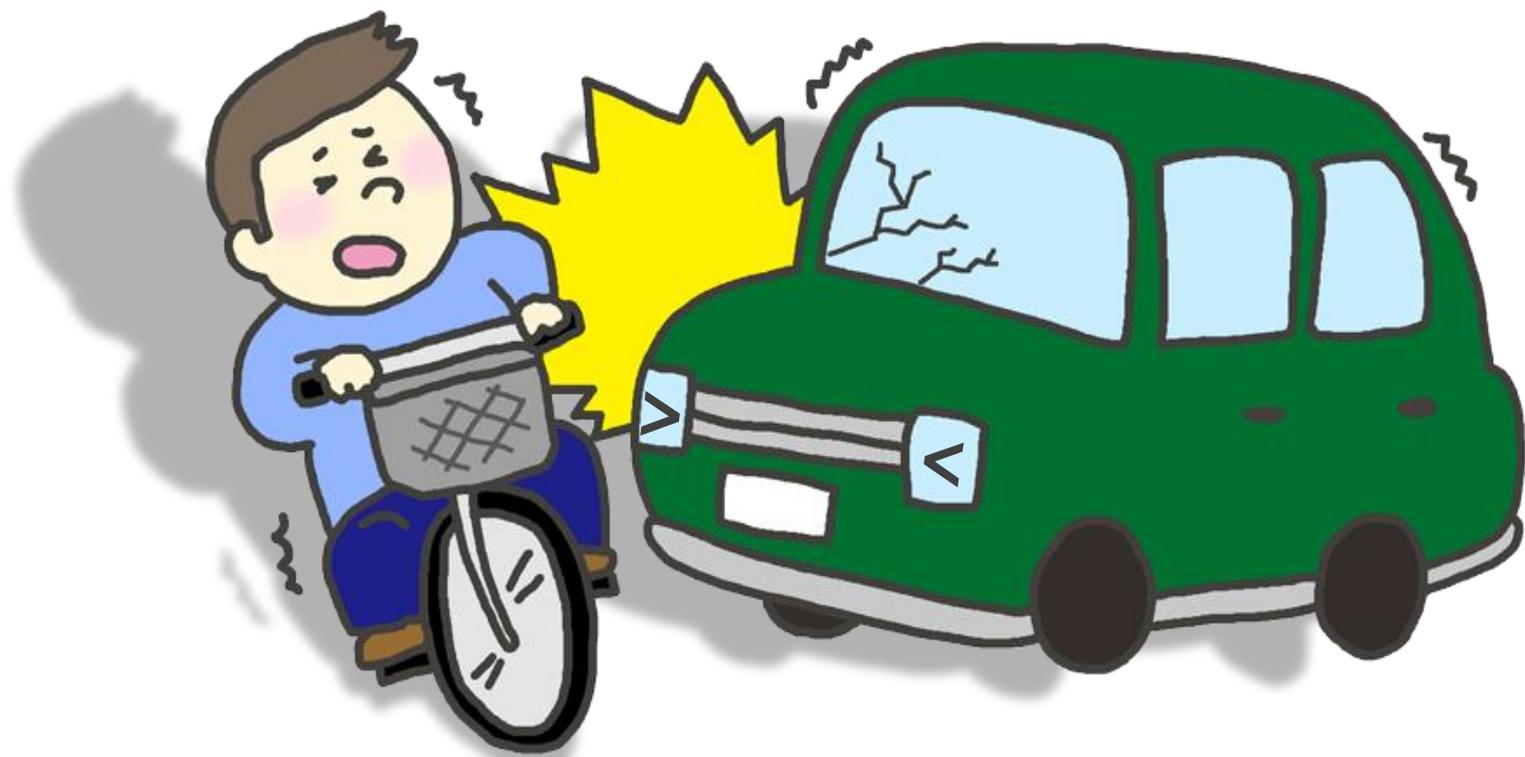


**交通事故などでケガの治療を
受けた場合、必ず
お住まいの市(区)町村の
国保・後期の窓口へ届出
をしましょう！**



❗ 法令により届出の義務があります。(国民健康保険法施行規則第32条の6等)

こんな時にも届出が必要です。

外食をして
食中毒に
なった

暴力行為に
よるケガ

他人の飼い犬に
噛まれた

自転車
同士の事故



スキー場で
の接触事故

示談をする前に
必ず市(区)町村の
国民健康保険・
後期高齢者医療担当窓口
にご相談ください。

